

平成 22 年 12 月 15 日

要望項目等に関する最終整理案

[国税]

【個人所得課税関係】

金融証券税制（案）

- 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る 10%軽減税率（所得税 7%、住民税 3%）の適用期限を 2 年延長する。【要望・金融庁 1】

- 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税（いわゆる「日本版 ISA」）について、施行日を 2 年延長し、平成 26 年 1 月 1 日からの適用とする。【金融証券税制】

- 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、次に掲げる取引に係る雑所得等を加える。【要望・金融庁 14、農林水産省 32(2)(3)、経済産業省 34(3)】
 - (1) 商品先物取引法に規定する店頭商品デリバティブ取引（同法第 2 条第 14 項第 1 号から第 5 号までに掲げる取引に限る。）の差金等決済
 - (2) 金融商品取引法に規定する店頭デリバティブ取引（同法第 2 条第 22 項第 1 号から第 4 号までに掲げる取引に限る。）の差金等決済
 - (3) 店頭カバードワラントの差金等決済又は譲渡
- (注) 上記の改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に行われる店頭商品デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引又は店頭カバードワラントの差金等決済又は譲渡について適用する。

- 上場株式等に係る配当所得の分離課税等の対象とならない大口株主等が支払を受ける配当等の要件について、配当等の支払を受ける者が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合を 100 分の 3（現行：100 分の 5）に引き下げる。【金融証券税制】

検討事項（案）

- 金融証券税制については、平成 26 年に、上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が 20%本則税率となることを踏まえ、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討する。